

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年四月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十八号

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて」を削り、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によつて」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第一項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十七条の二第一項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第三十七条の三中「、次の各号に該当する」を「救急用の」に改め、同条第一号を削る。

第三十七条の四から第三十七条の九までを削る。

第三十八条（見出しを含む。）、第三十九条（見出しを含む。）、第四十条の見

出し並びに同条第一項及び第二項並びに第四十二条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十三条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に、「及び」を「又は」に、「第三十三号の四の様式」を「第三十三号の四様式」に、「並びに」を「申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、」に、「及び」に改め、同条第二項中「第三十三号の四の様式」を「第三十三号の四様式」に改め、同条第三項中「第三十三号の四の様式」を「第三十三号の四様式」に改める。

第四十四条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十五条第二項中「第三十七条第三項ただし書」を「第三十七条第二項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第九項中「又は小型特殊自動車」を「若しくは小型特殊自動車」に、「とき、又は」を「とき、」に、「若しくは」を「又は」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十六条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十六条の二の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第四条の三から第四条の七までを削る。

付則第五条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百四十四条第

三項に規定する」を「道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削り、同条第三項中「法第四百四十六条第一項第三号」を「同項」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項中「の種別割」を削る。

付則第六条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第三項中「の種別割」を削る。

#### 付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例による改正後の東京都北区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の前日の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年六月東京都北区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

付則第五条中「の種別割」を削る。